

愛媛県文化振興公式ポータルサイト構築及び運用等業務に係る 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、県内の文化芸術に関する情報を一元的に提供するポータルサイトの構築及び運用等を行う業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

- (1) 業務名 愛媛県文化振興公式ポータルサイト構築及び運用等業務
- (2) 業務内容 愛媛県文化振興公式構築及び運用等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託上限額 4,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルの参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (5) 以下に該当する者が役員企業の企業・団体でないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③禁錮以上の刑に処せられている者
- (6) 次の①から⑤のいずれにも該当しない者であること。
 - ①役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - ②暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）

あると認められる者

- ③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (8) 民間企業、NPO 法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (9) 過去3年間に国や地方自治体等が発注する類似・関連事業の委託実績を有していること。

3 スケジュール

項目	日程
公募・質問受付開始	令和6年8月19日（月）から
参加申込書・質問受付期限	令和6年8月26日（月）まで
企画提案書提出期限	令和6年9月9日（月）
書面審査	令和6年9月中旬（予定）
審査結果の通知	令和6年9月下旬（予定）

4 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年8月19日（月）から令和6年8月26日（月）

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式4）を提出。
（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

(3) 回答方法

質問及び回答は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- ①参加申込書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ②会社概要（様式任意）※既存パンフレット等でも可・・・・ 1部
- ③業務実績書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(2) 提出期限

令和6年8月26日（月）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの

午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は必着。)

(3) 提出方法

持参又は郵送により、「13 問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出すること。

6 企画提案書類等の提出

(1) 提出物及び提出部数

①企画提案書送付文(様式5)・・・・・・・・・・1部

②企画提案書(任意様式)・・・・・・・・・・正1部、副8部

・A4判、縦型、横書き、左綴じ(A3折込可)、ページ数制限なし(着色可)

・委託予定事項のスケジュール及び業務工程、執行体制も示すこと(様式任意)

③見積書(様式6)・・・・・・・・・・正1部、副8部

・提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期限

令和6年9月9日(月)までの執務時間中(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は必着。)

(3) 提出方法

持参又は郵送により、「13 問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

①企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

②提出された企画提案書は、返却しない。

③企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

④提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

7 公正な企画提案審査の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 失格要件

企画提案公募参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

9 受託候補者の選定及び審査方法

(1) 選定方法

- ① 県が設置する選定委員会において、別紙「審査基準」に基づき、企画提案書の書面審査をおこない、その合計点が最も高い者を、受託候補者として選定する。
- ② 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者を業務受託候補者とする。
- ③ 評価点の合計が同点の場合、選定審査会の委員の協議により選定する。

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

- ① 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
- ② 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ③ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

10 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

11 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

- (2) 別添仕様書は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

12 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は受託料に含まれるものとする。
- (3) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利について交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含まれるものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての受託者の責任と費用負担で対応する。

13 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 NTT コム松山ビル 3 階
愛媛県観光スポーツ文化部文化局文化振興課
文化振興グループ
TEL : 089-947-5581 FAX : 089-913-2617
E メール : bunkashinko@pref. ehime. lg. jp